

那須塩原市地域防災計画の改訂内容の概要について

令和6年11月

第1 改訂方針

現行の那須塩原市地域防災計画は、平成27年の関東・東北豪雨（鬼怒川水害）、平成28年の熊本地震など大規模災害の教訓を踏まえて改正された災害対策基本法や防災基本計画の修正を踏まえて令和元年度に改訂した。

その後も、令和2年7月豪雨など各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正及び関連する指針の改訂を行っている。

栃木県においても、栃木県地域防災計画を修正したほか、栃木県災害時広域受援計画の策定、とちぎ地域防災アドバイザーの育成・活用、地区防災計画策定促進事業など防災力の強化を推進している。

本市においても、国土強靱化地域計画や災害廃棄物処理計画の策定、災害協定の拡充など地域防災力の充実に努めてきた。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたことから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定が必要となっている。

これらを踏まえ、防災関連法令、上位計画と整合を図り、本市の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするため、地域防災計画の改訂を行う。

第2 計画の構成

現行計画は、総論ほか、計画全体の基本事項を示す総論と災害種別の計画で構成している。

また、災害種別の計画は、平時の取組（予防）、災害時の対応（応急対策）及び災害からの回復（復旧・復興）の3つの局面を基本として構成している。

今回、総論の一部（災害環境等）を災害種別の計画に分離するとともに、震災編に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を新設する。

〈那須塩原市地域防災計画案の構成案〉

編構成	概要
総論	▶ 計画の目的、防災関係機関の業務大綱、災害に関わる地域特性を記載。 ※災害履歴、災害危険区域、被害想定等は、災害種別対策の各編へ移行
風水害等 対策編	▶ 総則では、災害履歴、災害危険区域を記載【総論から分離】 ▶ 予防では、災害に強いまちづくり、防災力の向上などを記載 ▶ 応急対策では、防災体制、警戒避難活動、被災者支援策などを記載 ▶ 復旧・復興では、生活再建支援、インフラ復旧、復興体制などを記載
震災対策編	▶ 総則では、災害履歴、地震被害想定等を記載【総則から分離】 ▶ 災害予防では、耐震化、液状化対策、帰宅困難者対策等を記載 ▶ 応急対策では、消防、二次災害防止活動、県外避難者の受入れなどを記載 ▶ 復旧・復興では、生活再建支援策、インフラ復旧、復興体制などを記載 ▶ 附編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画では、後発地震への注意を促す情報への対応等を記載【新設】

火災対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総則では、市街地や林野の状況、災害履歴を記載【総論から分離】 ▶ 予防では、火災に都市構造化、森林づくりなどを記載 ▶ 応急対策では、消防活動、空中消火などを記載 ▶ 復旧では、荒廃林野の復旧などを記載
火山災害対策編	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総則では、活火山(那須岳、高原山)の状況を記載 ▶ 予防では、火山噴火への警戒避難体制の整備などを記載 ▶ 応急対策では、火山噴火時の警戒避難活動、降灰対策等を記載 ▶ 復旧・復興では、降灰防除、復興計画等を記載
原子力災害対策編	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 総則では、原子力災害の想定等を記載 ▶ 予防では、モニタリング体制、避難体制の整備等を記載 ▶ 応急対策では、事故発生時のモニタリング、避難、食品の安全対策等を記載 ▶ 復旧・復興では、風評被害、除染等の対策を記載

第3 改訂のポイント

1. 関係法令との整合

ア 災害対策基本法の改正に伴うもの

- ▶ 避難勧告と避難指示が「避難指示」に一本化されたこと、災害が切迫して立退き避難が危険な場合は「緊急安全確保」を発令すること、避難情報の発令時は避難対象地区に加えて避難対象者を明示することとなったことから、これらに対応した避難計画に修正した。【風水害・応急・6節】
- ▶ 避難指示等の発令時に市内に緊急避難場所等を確保できず、他市町村への立退きが有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することを明記した。【風水害・応急・6節】
- ▶ 避難行動要支援者及び避難支援等実施者(当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者)が同意した場合は避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するほか、災害が切迫して避難支援に必要な場合は、避難行動要支援者名簿と同様に個別避難計画情報を必要な限度で避難支援等関係者に提供することを明記した。【風水害・応急・7節】
- ▶ 指定福祉避難所については、受入れ対象者を特定する場合には公示するとともに、要配慮者が直接避難できる体制を整備するよう努めることを明記した。【風水害・予防・4節】

イ 水防法の改正に伴うもの

- ▶ 洪水浸水想定区域の対象が、洪水予報河川等のほか、防御対象があり、水位情報等が入手可能な全ての河川に拡大されたことから、蛇尾川、熊川、百村川、箒川、鹿股川、シラン沢川、那珂川、蕪中川、沢名川、今尾頭川、巻川、高野川の浸水想定を追加し、浸水範囲等の特徴を明記した。【風水害・総則・3節】

ウ 災害救助法の改正に伴うもの

- ▶ 避難所の設置については、災害発生前から必要に応じて救助法が適用されるようになったこと、市が委託するボランティア活動の調整事務が救助法の対象経費となったことから、これらの対応を明記した。

【風水害・応急・5節及び22節】

- ▶ 災害救助法による被災住宅の応急修理の支援対象が“半壊に準ずる程度の損傷(準半壊)”に拡充され、また、“住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理”と“日常生活に必要な最小限度の部分の修理”に区分されたことから、これらの対応を明記した。【風水害・応急・18節】

エ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法によるもの

- ▶ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に指定されたことから、後発地震への注意を促す情報^{*}が発表された場合の防災対応や平時の備え等を明記した。【震災・附編】

※日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでマグニチュード7以上の地震が発生し、大規模な地震が後発する可能性が高まった場合に気象庁が発表する。

2. 上位計画等との整合

ア 防災基本計画(以下「基本計画」という。)の修正や国の指針の改訂

- ▶ 総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や避難所運営・罹災証明等を支援する「対口支援チーム」の派遣を要請できることを明記した。【風水害・応急・4節】

イ 栃木県地域防災計画の修正等

- ▶ 大規模災害時には、県から情報収集要員や総括支援員が派遣され、市内の情報収集、市災害対策本部との調整、応援職員のニーズ把握等行うことから、これらの県職員と連携して対応することを明記した。【風水害・応急・1節】
- ▶ 避難所において要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、スクリーニング、各種相談対応を栃木県災害福祉支援チーム(DWAT)が創設されたことから、災害時には必要に応じてDWATの派遣要請を行うことを明記した。【風水害・応急・7節】
- ▶ 栃木県地域防災計画がスリム化されたことを踏まえ、本計画も県に準じてスリム化した。

<スリム化の視点>

① 省略

- ・他の計画、マニュアル、資料等を参照すべき内容
- ・災害現象や対策の詳細な解説
- ・災害との関係が希薄な内容、一般の火災や事故レベルの対応
- ・災害救助法の基準(程度、方法、期間、限度額等) ※資料編に記載

【素案では、項目ごと省略した場合は項目名を赤字の二重取り消し線で表示、

項目の一部省略の場合は当該部分を赤字の二重取り消し線見消しで表示】

② 集約、要約

- ・各編に共通する内容
- ・他の項目に同一の記載がある内容
- ・長文の簡略化

【素案では、段落を赤字で表示、内容を大幅に変更した箇所は下線付きで表示】

③ 資料編への移行

- ・経年変化の多い情報
- ・解説が必要な専門用語

【素案では、項目名を二重取り消し線で表示し、資料編等への移行を注記】

3. 市の取組の反映

ア 国土強靱化地域計画の策定

- ▶ 地域の国土強靱化施策の指針となる那須塩原市国土強靱化地域計画を策定したことを踏まえ、地域の強靱化に関する施策は当計画と整合を図り、取組を推進することを明記した。 【総則・1節】

イ ため池ハザードマップの作成

- ▶ 市内の防災重点ため池の氾濫を想定したハザードマップを作成したことを踏まえ、浸水想定区域内の住民等にため池の氾濫に対する警戒避難行動を周知することを明記した。 【風水害・予防・10節】

ウ 災害廃棄物処理計画の策定

- ▶ 那須塩原市災害廃棄物処理計画を策定したことを踏まえ、災害時には災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を実行することを明記した。 【風水害・応急・13節】

エ 災害情報共有システムの導入

- ▶ 災害情報共有システムを導入したことを踏まえ、災害時には被害状況や対応状況をこのシステムに入力して共有するほか、避難所の混雑状況を市民等にリアルタイムに提供することを明記した。

【風水害・応急・2節・11節】

第4 主要改訂事項一覧

総論

章・節	主な改訂事項
第1節 計画の目的	・計画の理念を追加した。 ・国土強靱化地域計画、地区防災計画との関係を追記した。
第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱	・一部事務組合(那須地区広域行政事務組合など3機関)を明記した。
第3節 本市の地勢及び社会的条件	・人口動態、土地利用、産業構造、交通網の現状を追加した。 ・社会構造の変化に対応する防災面の対応を追加した。

風水害等対策編

章・節	主な改訂事項
第1章 総則	
第2節 既往災害	・主な既往災害として、令和元年台風第19号(東日本台風)、平成26年2月14~16日大雪、令和2年豪雨の概要を追加した。
第3節 災害危険区域	・洪水浸水想定区域の指定状況、各河川の浸水範囲等の特徴等を追加した。

章・節	主な改訂事項
第2章 予防	<ul style="list-style-type: none"> ・県開催の市職員向け研修会(災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度等)に職員を参加させることを追加した。 ・平成10年那須水害の資料整理、保存、活用を進めることを追加した。
第2節 地域防災の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画の策定が進むよう、自主防災組織等を支援することを追加した。
第4節 避難行動要支援者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画について、避難支援等関係者への情報提供、地区防災計画との整合性確保を行うことを追加した。 ・福祉避難所について、地域福祉避難所及び拠点福祉避難所を、災害対策基本法による指定福祉避難所として指定し、受け入れ対象者を公示することを明記した。 ・社会福祉施設について、修繕、応急資機材や非常食料の備蓄、バリアフリー化を推進することを追加した。 ・社会福祉施設の管理者等に、非常災害対策計画の作成指導等を行うことを追加した。 ・県、国際交流協会と連携し、災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンを活用した外国人支援体制を整備することを追加した。
第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県計画に準じ、食料等の備蓄目標は、地震被害想定による予測被害量等を参考に設定することを明記した。
第7節 土砂災害・山地災害等対策	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土規制法に基づき、県は市の意見を聴き、盛土規制区域を指定し、工事規制等を行うことを追加した。
第8節 水防体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の治水安全度の向上、ダムの放流警報の周知体制の整備等を行うことを追加した。 ・栃木県減災対策協議会等を活用し、流域全体で災害を軽減させる治水対策、流域治水を推進することを追加した。
第10節 農林業関係災害予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防災重点ため池のハザードマップについて、浸水想定区域内の住民等に警戒避難行動を周知することを追加した。 ・林道の点検、危険箇所の整備、災害時に重要道路が使用できない場合の代替路となる林道の整備に努めることを追加した。
第13節 避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所、指定避難所の適性を確認し、指定(変更)に当たっては県への報告、公示を行うことを追加した。 ・能登半島地震を踏まえ、指定避難所内のレイアウト図などを策定しておくこととした。 ・学校では、竜巻災害に備えて、児童生徒等の身の安全を守る安全な避難場所を確保するように努めることを追加した。 ・ペット同行避難者の受入れ体制の整備、飼い主への適切な飼育管理の啓発を行うことを追加した。 ・能登半島地震を踏まえ、在宅避難者や車中泊避難者の支援体制の検討を進めることを追加した。

章・節	主な改訂事項
第16節 保健医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市、消防本部、災害拠点病院が連携し、超急性期の救護活動や重症患者等の搬送・救護体制を整備することを追加した。 ・広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用した迅速な搬送体制、救急医療体制を整備することを追加した。
第17節 緊急輸送体制の整備 【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者による輸送体制の整備として、道路・橋りょうの整備、情報収集・連絡体制の整備等を行うことを追加した。 ・地域物資拠点となる建物の堅牢化、通信機器の確保などの整備を図ることを明記した。 ・道路啓開体制として、民間のレッカー業者等との連携体制の強化を図ることを明記した。
第19節 建築物災害予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に基づき、設計者等へ浸水対策を啓発言することを追加した。
第23節 航空消防防災体制の整備【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部は、ヘリコプターによる災害応急対策活動が円滑に実施できる体制を整備することを明記した。 ・また、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱の円滑な運用体制を整備することを明記した。
第24節 応援・受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・受援計画を策定し、受援体制を構築するほか、応援・受援に関する訓練を実施することを追加した。 ・能登半島地震の教訓を踏まえ、応援職員等の宿泊場所等のリスト化に努めることを追加した。 ・災害時応援協定締結企業等との連携確保のため、関係団体との協定締結、連絡体制等の確認を行うことを追加した。
第25節 孤立集落災害予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立の可能性のある地区に通じる道路や橋りょうについて、洪水、土砂災害、倒木等による損壊や閉塞などの対策工事を推進することを追加した。
第26節 災害廃棄物等の処理体制の整備【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設の災害対策の強化等を図るほか、市災害廃棄物処理計画による平時の備えを推進することを明記した。
第3章 応急対策	
第1節 活動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の事例を参考に、本部員会議の開催、協議事項について追加した。 ・県から情報収集要員や災害マネジメント総括支援員が派遣された場合、県の現地災害対策本部が市内に設置されたときは、これらと連携して対応することを追加した。
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、異常現象等通報体制を追加した。 ・関東地方非常通信協議会所属の無線局等、他機関の通信施設の非常時利用について追加した。
第4節 自治体・自衛隊等の応援協力	<ul style="list-style-type: none"> ・受援体制(受援統括担当の設置、応援団体ごとの担当、駐車スペースの確保、宿泊施設の選定等)を確保することを追加した。 ・応急対策職員派遣制度による総括支援チーム、対口支援チームを必

章・節	主な改訂事項
	<p>要に応じて派遣要請することを追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村における大規模被害に対し、栃木県・市町による「チーム栃木」の応援や、応援協定に基づく応援を行うことを追加した。
第5節 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがある段階での災害救助法の適用について追加した。 ・災害救助法対象事務について、事務ごとの担当部等を明記した。
第6節 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難勧告」と「避難指示」を避難指示に一本化し、緊急時は「緊急安全確保」を発令することを明記した。また、「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に修正した。 ・避難指示等の発令時に市内で緊急避難場所等を確保できず、他市町村への立退きが有効な場合、当該市町村長と協議して広域避難を実施することを明記した。 ・避難情報の発令に当たり、状況に応じて气象台や県に助言をもとめることを追加した。 ・避難所の混雑状況を、災害情報共有システムで市民等に提供することを追加した。 ・避難者の感染対策、避難所内の換気等の衛生対策、避難者やボランティア等に対する熱中症対策を行うことを追加した。 ・避難者のDV被害等防止のための個人情報管理、食物アレルギー対策等を行うことを追加した。 ・女性等への配慮として、女性専用の相談窓口、トイレの確保、女性用物資の女性からの配布等を行うことを追加した。 ・市外への避難者について、避難先の市町村と連携して情報収集や支援情報の提供等を行うことを追加した。
第7節 要配慮者の支援 【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した避難行動要支援者の避難支援を追加した。 ・福祉避難所の開設、運営体制、DWATを活用した要配慮者の支援体制等を明記した。 ・その他要配慮者、人工透析患者等の難病者の所在確認等を行うことを追加した。
第10節 医療救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、医師会、健康福祉センター、災害拠点病院等と連携し、災害医療情報の共有、医療救護班の編成、救護所の設置、医療資機材の確保等を行うことを明記した。 ・消防、健康福祉センターと連携して、後方医療機関を確保するほか、ライフラインが停止した病院を関係事業者と連携して支援することを追加した。
第11節 緊急輸送活動	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路、災害対策拠点を結ぶ市道を優先して啓開することを追加した。 ・地域物資拠点予定施設（黒磯高校ほか）が利用できない場合は、トラック協会や倉庫協会の施設提供を県に要請することを追加した。

章・節	主な改訂事項
第12節 食料・飲料水・生活必需品等の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の供給基準、重要施設への優先給水を追加した。 ・生活必需品の供給について、供給対象、市の備蓄品の活用、時季や時間経過によるニーズ変化等に配慮した品目選定を追加した。 ・燃料について、緊急車両や重要施設への優先供給、県石油組合那須北支部への協力要請を追加した。
第14節 保健衛生活動	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の捜索については犬の登録管理台帳を活用するほか、ペットフード等の支援物資を県に要請することを追加した。
第16節 廃棄物等処理活動	<ul style="list-style-type: none"> ・那須地区広域行政事務組合等と連携し、「那須塩原市災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物処理実行計画を策定して災害廃棄物の処理を実行することを明記した。
第18節 住宅応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告しておくことを追加した。 ・災害救助法の改正により、被災住宅の応急修理は「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」と「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」に区分して対応することを明記した。
第19節 インフラ施設等応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震を踏まえ、道路管理者とライフライン事業者等が連携し、道路と生活インフラが連携した復旧を行うことを追加した。 ・大規模停電の際、東京電力は、災害協定に基づく市への連絡調整員の派遣、電源車の配備、重要施設の優先復旧、停電情報に関する住民への広報等を行うことを追加した。 ・大雪時に国道4号の通行規制が行われる場合、宇都宮国道事務所職員等の待機場所や備蓄品の提供等の協力を行うことを追加した。
第21節 広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・救助活動の効率化のため安否不明者等の氏名等を公表する場合は、県と連携して円滑に行うことを追加した。
第22節 自発的支援の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求することを明記した。
第23節 孤立集落応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立地区に対し、通信機関等と連携して衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により通信手段を確保することを明記した。 ・孤立集落住民への生活必需物資の輸送は、ヘリコプターによる空輸、不通箇所での中継により行うことを追加した。
第4章 復旧・復興	
第1節 復旧・復興の基本的方向の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害復興法に基づく復興計画は、国の復興基本方針に則して必要に応じて県と共同して定めることを追加した。 ・都市復興計画については、栃木県都市復興ガイドライン等を踏まえて策定することに変更した。

章・節	主な改訂事項
第2節 住民生活の早期再建	<ul style="list-style-type: none"> ・住家被害調査は、状況に応じて、航空写真、応急危険度判定結果等を活用することを追加した。 ・罹災証明の対象とならない家財等の被害は、被害申出証明書を必要に応じて交付することを明記した。 ・栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された災害の被災農業者への助成措置を追加した。 ・那須塩原市災害見舞金及び弔慰金支給規則による見舞金等の支給を追加した。

震災対策編

章・節	主な改訂事項
第1章 総則	
第1節 本市の地形・地質・活断層	・本市の地形、地質の概要を追加した。
第3節 地震被害想定	<ul style="list-style-type: none"> ・県の地震被害想定調査による那須塩原市役所直下地震の予測被害の概要を追加した。 ・国の調査による、今後 30 年以内の本市の震度6弱以上の揺れの発生確率を追加した。
第2章 予防	
第1節 防災意識の高揚	・国の調査による地盤の揺れやすさを踏まえ、居住地の土地の揺れやすさを普及することを追加した。
第7節 地盤災害予防対策	・大規模盛土造成地について、安定性及び安全性確保に向けた取組を追加した。
第11節 避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策として、栃木県帰宅困難者対策連絡会議との連携、一斉帰宅抑制の取組、一時滞在施設及び帰宅困難者の誘導体制の確保を追加した。 ・市国際交流協会等と連携した外国人帰宅困難者の支援体制の確保を追加した。 ・県と連携した県外避難者の受入れ体制の確保を追加した。
第17節 建築物等災害予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・構造の耐震化以外に、天井の脱落、危険ブロック塀等の改善、エレベーターの安全対策を追加した。 ・石綿含有建材使用建築物の予防対策を追加した。
第23節 孤立集落災害予防対策	・孤立集落に通じる道路や橋りょうの耐震化を追加した。
第3章 応急対策	
第5節 災害発生時の避難対策	・県外避難者の受入体制、避難者の支援策を追加した。
第10節 二次災害防止活動	・倒壊建築物等の石綿飛散等防止措置を追加した。
附編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画【新設】	
第1節 総則	・推進計画の目的、用語の定義を明記した。
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	・法に基づき、整備すべき施設等を所定の基準等により整備することを明記した。

章・節	主な改訂事項
第3節 関係者との連携協力の確保	・被災時に必要となる人員、資機材等の手配、また、物資の備蓄及び調達については震災対策に準ずることを明記した。
第4節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応	・北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達体制、災害応急対策の実施期間、市の体制や応急措置を明記した。
第5節 防災訓練	・震災対策に準じて訓練を行うことを明記した
第6節 地震防災上必要な教育及び広報	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する知識について、市職員への教育、市民への広報の内容を明記した。

火災対策編

章・節	主な改訂事項
第2章 予防	
第2節 火災に強いまちづくり	・県計画に準じ、林野火災特別地域対策事業、火災に強い森林づくりを追加した。

火山災害対策編

章・節	主な改訂事項
第2章 予防	
第3節 災害応急対策への備え	・県計画に準じ、火山災害時の輸送体制の確保、噴火時の交通規制区域の調査を行うことを追加した。
第3章 応急対策	
第7節 緊急輸送活動	・避難者のバス輸送を行う場合、緊急通行車両の運用等の調整、集合場所、マイカー避難の通行規制等の情報提供を行うことを追加した。

原子力災害対策編

章・節	主な改訂事項
第1章 総則	
第1節 計画策定の趣旨	・県計画に準じ、計画の目的等を追加した。
第3節 原子力災害の想定	・周辺の原子力発電所の立地状況、原子力発電所事故等発生時の影響等を追加した。
第3章 応急対策	
第1節 災害対策本部等の設置	・配備基準における原災法第10条及び第15条の通報等の誤記を訂正した。